

東部山間埋立処分地法面支障木剪定除伐等作業 (その1) 仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所
(担当 管理係 森、岩城 075-572-8465)

1 件名

東部山間埋立処分地法面支障木剪定除伐等作業 (その1)

2 目的

京都市東部山間埋立処分地敷地内の管理道路沿道法面に自生する支障木及び雑草等を剪定・除伐することにより、樹木の生長に伴う施設への影響を未然に防止するとともに、車両等の安全な通行を確保し、処分地の適切な維持管理を図ることを目的とする。

3 期間

契約日から令和8年11月20日まで

4 作業時間

9時から16時30分まで

5 作業場所

京都市伏見区醍醐陀羅谷1-181番地他 (別添図参照)

[別紙1] 位置図、[別紙2] 平面図、[別紙3] 作業場所写真

6. 作業数量

(1) 数量

作業場所①

剪定除伐面積 $A=79.7\text{m}^2$

除草 $A=79.7\text{m}^2$

法面支障木撤去 ($10\text{cm} \leq C < 30\text{cm}$) $N=6$ 本

法面支障木撤去 ($30\text{cm} \leq C < 60\text{cm}$) $N=2$ 本

※ C: 幹回り

作業場所②

倒木処理量 $V=100\text{m}^3$ ($L=14.0\text{m}$ 、 $W=3.5\text{m}$ 、 $H=2.0\text{m}$)

(2) 作業場所①、②とも作業に伴う交通誘導警備員は不要とする。

(3) 作業に要するすべての費用は、本業務に含む。

(4) 業務に伴い発生した廃棄物は、可能な限り京都市の一般廃棄物処分業許可(木くず又は剪定枝)を持つリサイクル施設に搬入し、適正に処理するものとする。

なお、分別、運搬及び処分費は本業務に含む。

7. 技術者の配置

- (1) 高所作業車（12m以上）を使用する場合、運転（道路上を走行させる運転を除く）は、高所作業車運転技能講習を修了した者が行うこと。
- (2) 発動機付チェーンソーを使用する場合、「伐木等業務従事者特別教育修了証」を有する者が行うこと。
- (3) 剪定作業中には、下記の資格を有する者を剪定作業責任者として配置すること。
 - ・街路樹剪定士（一般財団法人 日本造園建設業協会認定資格）
- (4) 上記を確認するため、認定書の写しを提出すること。

8 現場条件

- (1) 当敷地では時間的制限及び車両走行に関する厳しい制限があり、入場者には遵守を求めている。違反があれば作業を中止させるので、十分理解したうえで入札すること。
- (2) 入場ゲートがある総合管理事務所から埋立処分場内までは約6km、高低差300mの勾配の大きい山間道路を走行する。所要時間は片道約20分。（「別紙1」位置図参照）
- (3) 当敷地内は2輪車の走行は禁止している。
- (4) 時速30km以下での走行を厳守すること。また、追い越しは全区間で禁止している。
- (5) 当敷地内への入退場は自動システムによる管理を行っているため、埋立事業管理事務所で入場カードの発行を受けること。また、入場する関係車両は、決められた入退場ルートを遵守すること。詳細な入退場ルートは担当者が指示を行う。
- (6) 埋立処分場内は一方通行となっている。逆走、誤進入が生じた場合、非常に危険であるため、担当者の指示に従い十分注意して走行すること。
- (7) 入場する車両にはパトライトを装着し、走行時には点灯させること。
- (8) 大雨、倒木等で通行に支障がある時には、埋立事業管理事務所の判断に基づき、当日もしくは事前に全面閉鎖（搬入道路通行止め）を行うことがある。閉鎖中は一切の車両が入場できないため、作業も不可となる。
- (9) 当敷地内における作業は、必ず担当者の指示に従い、本市埋立作業に支障を生じないように十分注意すること。
- (10) 作業場所を含む道路上での喫煙は認めない。

9. 作業内容

- (1) 剪定作業並びに倒木処理作業に必要な器材等を調達のうえ、午前9時までに埋立事業管理事務所に来所し、入場用カードの交付を受けるこ

と。入場用カードを事前に作成するため、作業車両のナンバーは前日までに申請すること。

- (2) 埋立事業管理事務所は土曜日・日曜日は閉場しており、入場できない。また、指定した時間以外での作業は禁止する。

なお、作業日程は担当者と調整のうえ決定すること。

- (3) 作業場所①の作業内容詳細

- (ア) 管理道路の山側ブロック積に繁茂した支障木、79.7m²の剪定除伐作業を行うこと。

- ・ 除草 A=79.7m²
- ・ 法面支障木撤去 (10cm $\leq$ C<30cm) N=6本
- ・ 法面支障木撤去 (30cm $\leq$ C<60cm) N=2本

※ C:幹回り

- (イ) 剪定した草木は、可能な限り京都市の一般廃棄物処分業許可（木くず又は剪定枝）を持つリサイクル施設に搬入し、適正に処理するものとする。

- (ウ) 管理道路から幅約2mの水路を越えた山側ブロック積法面での作業となるため、転落等事故には十分注意すること。

- (エ) 剪定した支障木が水路に落下しないよう注意すること。落下した場合は必ず拾い上げ、流水の妨げにならないようにすること。

- (4) 作業場所②の作業内容詳細

- (ア) 管理道路に隣接した平坦な広場に約300m³の倒木を集積しているので、このうちの100m³ (L=14.0m、W=3.5m、H=2.0m) について、可能な限り京都市の一般廃棄物処分業許可（木くず又は剪定枝）を持つリサイクル施設に搬入し、適正に処理すること。

- (イ) 根、幹、枝葉を混合して集積しているので、処理に先立ちそれぞれ分別を行うこと。

- (ウ) 集積した倒木は、概ね2～4m程度の長さに切断しているが、受入施設の基準に従い、適切な長さに切断して処理すること。

- (5) 16時30分に作業を完了し、埋立事業管理事務所に入場用カードを返却すること。

- (6) 作業写真、完了報告書及び請求書を提出すること。

10. 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

11. その他

- (1) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。

- (2) 安全管理については、受注者の責任において行うこと。

- (3) 作業中、事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受

注者の責任において対応すること。